

佐賀県選挙管理委員会告示第 13 号

平成 27 年 4 月 12 日執行予定の佐賀県議会議員選挙において、選挙長が事務を行う場所は、次のとおりである。

平成 27 年 3 月 20 日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

1 平成 27 年 4 月 3 日

選挙区	事務を行う場所
佐賀市、小城市、鳥栖市、神崎市・神埼郡及び三養基郡	佐賀県庁（大会議室）
唐津市・東松浦郡及び多久市	唐津市役所（大会議室）
伊万里市及び西松浦郡	伊万里総合庁舎別館（大会議室）
武雄市、鹿島市・藤津郡、嬉野市及び杵島郡	武雄市北方支所（2 階会議室）

2 平成 27 年 4 月 4 日以後 佐賀県庁（選挙管理委員会事務局）